



交通安全ニュース

R8.1.29

No.8-1

香川県警察本部
交通部交通企画課

自転車を利用する皆さまへ

大切なお知らせ part5



自転車の横断方法知っていますか？

<自転車横断帯がある場所での横断方法>



自転車横断帯

自転車は、道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。

(道路交通法第63条の6)

横断歩道と自転車横断帯のどちらもあるところでは、横断歩道上ではなく、必ず自転車横断帯を通行しましょう。

自転車横断帯があるのに横断歩道の通行はダメ！

<自転車横断帯がない場所での横断方法>

横断歩道に歩行者がいらないなど、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、横断歩道を通行することができます。

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

歩行者が優先！
自転車に乗ったままの通行はダメ！

自転車横断帯なし
歩行者なし

歩行者

自分の命を守るため、ヘルメットを着用しましょう。



横断歩道は歩行者優先！！

自転車は交通ルールを守って通行しましょう。